

厚生文教常任委員会

平成30年6月25日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成30年6月25日(月) 午前9時30分 開会
午前10時53分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	内野	悦子
委員	杉本	訓規
〃	梨本	洪珪
〃	奥本	佳史
〃	谷原	一安
〃	藤井本	浩

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	吉村	優子
議員	吉村	始
〃	松林	謙司
〃	川村	優子
〃	増田	順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	松山	善之
教育長	杉澤	茂二
市民生活部長	松村	昇道
市民生活部理事兼 クリーンセンター所長	木村	喜哉
保険課長	東	錦也
〃 補佐	西川	雅大
〃 補佐	葛本	康彦
保健福祉部長	巽	重人
保健福祉部理事	中井	浩子
社会福祉課長	林本	裕明
子育て福祉課長	井上	理恵

〃 補佐 新澤 健嗣
磐城校区児童館主任 細川 圭永子
教育部長 岸本 俊博
教育委員会理事兼
学校教育課長 吉川 正人
教育総務課長 吉井 忠
〃 補佐 吉川 勝
学校給食センター所長 吉村 和則
体育振興課長 白澤 真治
図書館館長 柏井 英洋
〃 補佐 石川 孝子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 中井 孝明
書記 吉村 浩尚
〃 吉留 瞳

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第37号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
議第38号 葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正することについて
議第40号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- （1）ゴミの減量化に関する諸事項について
（2）学校給食に関する諸事項について
（3）磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

6月議会大変お忙しいところ、全員参加してもらいましてありがとうございます。きょうの案件は3件でございますが、慎重審議の方のご協力をお願いいたしまして、招集者として挨拶にかえさせていただきます。

委員外議員の紹介をいたします。

川村議員、松林議員、増田議員、吉村始議員。4名でございます。

発言をされる場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言をされるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託された付議事件の議事に入ります。

まず、初めに、議第37号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、上程となっております議第37号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、市長の提案説明にもございましたように、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年3月30日に、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が本年2月16日に公布され、省令に従うべき基準である放課後児童支援員の資格要件が拡大及び明確化されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、資格要件に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者とする規定を追加するほか、教員となる資格を有する者については、教員免許法第4条に規定する免許状を有する者に規定を明確化するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

また、4年制の専門職大学が創設されることに伴い、該当する学科または課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を資格要件に加える改正を、平成31年4月1日から施行するものでございます。

これより以降は、新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

議第37号の分でございます。そしたら、新旧対照表のまず3ページをごらんいただきたいと思ひます。

中ほど以降に11条3項の分があると思ひます。この11条3項につきましては、放課後児童支援員の資格要件をうたったものなのですが、その中でページをめくっていただきまして、第4号、先ほど説明いたしましたが、右側の新の方を見ていただきますと、教員免許法の第

4条に規定する免許状を有する者という形に改正しております。これについては資格要件を明確化するものでございます。

それと、その下、第5号、これにつきましては、平成31年4月から、先ほど申し上げました専門職大学、これが新たに創設されることにより追加となったもので、読ませていただきますと、当該学科または当該課程を修めて、同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むという形で、この部分を追加させていただいております。

それと、その下にあります第10号、これにつきましては5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者という形で新たに追加されたということでございます。これは具体的には、中学校卒業の方でこの事業に従事した方、今までは高校以上でしたが、中学校卒業の方で5年以上のこの健全育成事業に従事した者であって、市長が適当であると認めた者についても資格要件に追加されたということでございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 まず、この改正の趣旨ですね、国において改正された趣旨は何なんでしょうか。

西井委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

こちらの方の改正の趣旨でございますが、まず、放課後児童支援員の資格要件の文言が不明確でございました。その分を明確化したものと、また、全国的な問題でございますが、支援員の方のなっただく要件にそぐわない方もおられましたし、人数不足の面がございますので、そちらの方をより多く適した方にもなっただけのように拡大させていただいた分と2点でございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 資格要件の明確化と、それから支援員の不足に伴って拡充という面もあるということですが、この新しく加わった5年以上放課後児童健全育成に従事した者であって、市長が適当と認めた者という方については、葛城市についてはこれに当たる方はいらっしゃるのでしょうか。

西井委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 今現在、これに該当する方はおられません。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 私も一般質問で取り上げさせていただいて、12月、3月の補正予算でも保育士、それから学童保育指導員の方の確保が非常に難しく、非常勤職員から嘱託職員に上げるなどして大変確保に努力されておられますけれども、今後とも非常に不足が予定されるということになりますと、せっかく予算を配置しておきましてもサービスを提供する方がいないと、大変それに応えることができなくなると思いますので、引き続きこの趣旨に従って、ぜひご努力を

お願いしたいと思います。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほど井上課長の方からご答弁申し上げた中で、そぐわない方がいらっしゃるというふうな表現の言い回しがあったかと思いますが、実際、谷原委員からお問い合わせのとおりでありまして、そぐわないではなくて、その逆に、ふさわしい方なんだけども現行の規定では支援員としてその仕事をお願いできない方がいらっしゃるのので、文言を改正したと。その部分がまさに今お問い合わせいただいていますように、実際には経験年数もあって十分その務めを果たしていただけるのに、現行の規定ではその方たちについて、支援員として活躍いただけるというふうな規定になっていなかったといったことでもございまして、多少、表現に不正確な部分があったので訂正をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 現状においてそれにふさわしい方がいるけれども、そのふさわしい方に対してきちっとした認定を行えるようにするという事だろうと思うんですけども、ただ、この条文ができた以上は、今後この規定で資格をとられる方がいらっしゃるわけでありまして、先ほど中学校卒業の方とおっしゃいましたけれども、今、ニートと呼ばれる方、ひきこもりの方、いろいろいらっしゃいます。その職の確保を将来的にどうするかとかいうこともありまして、こういう形で学歴要件がちょっと緩和されたということは、そういう方たちが社会復帰するときに何らかの形できちっとした形でやられた場合に、1つ制度的な上では広がるのかなと思われましたのでちょっと発言させていただきました。すいません。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

杉本委員。

杉本委員 現在、人数不足と人材の確保はちょっと課題になっていると思うんですけど、この条例改正によってどれぐらいの人数がふえそうだとか、ちょっと予想とかもあるんですかね。わかる範囲でお聞かせください。

西井委員長 異部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

残念ながら、今その具体的な数字はわかりませんが、ただ、今のところ、先ほど申し上げたように5年以上の経験という形での中学卒業というのは現在いないと。ただ、期待できるのが、先ほど申し上げたこの5号の分ですね。専門職大学が来年4月から創設されて、その後、その前期課程なりを終了した方、こういう方が出てくれば、またその対象範囲が広がるかなというふうに思いますので、そちらの方で期待したいという考え方を持っております。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第38号、葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 おはようございます。市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの議第38号、葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正することについてをご説明申し上げます。

本件につきましては、平成27年5月29日に、持続可能な医療制度を構築するため、国民健康保険法の一部を改正する法律が公布されました。これによりまして、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されました。このことにより所要の改正を行うものでございます。

それでは、内容につきましては、新旧対照表によりましてご説明させていただきます。左が従前の内容、右が改正後の内容となっております。

初めに、第2条の助成要件についてでございます。

右の赤字の方で、住所を有する者の次に「者であって、」ということでありまして、その下でございます。「の規定による被保険者」という言葉が追加変更されております。これにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2の規定が新設され、住所地特例の規定について、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の国民健康保険被保険者とされる者が後期高齢者医療制度に加入した場合、当該住所地特例の適用を引き続き従前住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされたことに伴い、文言の整理を行ったものでございます。

次に、第2条の2でございます。

条例の内容につきましては、前条の規定にかかわらず、からかなり長い形で括弧書き等を含んで書いております。かいつまんで申し上げますと、県内の障害者支援施設または児童福

祉施設への入所に伴い住所を変更された方については住所地特例を認め、従前の住所地で医療費助成を行うことについて新たに規定を設けたものでございます。なお、これにつきましては、これまでも奈良県が開催する福祉医療費事務担当者会議の配付資料によりまして同様の措置を講じております。今回の改正はそれを明文化したものとなっておりますのでございます。したがって、今回の改正により制度の運用が変更されることは一切ございません。

めくっていただきまして、最後までございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第40号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、上程になっております議第40号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

お手元の補正予算書、まず1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条で、歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ3,115万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億8,815万6,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分についてご説明申し上げます。事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

まず、3款民生費、4項生活保護費、1目生活保護総務費、13節委託料226万8,000円の追

加でございます。

次に、6ページ、8款教育費、5項社会教育費、7目図書館費、11節需用費129万6,000円の追加でございます。これは修繕料の追加でございます。

次に、11款諸支出金、1項基金費、7目教育基金費、25節積立金500万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

4ページにお戻りいただきたいと思います。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節生活保護費補助金、113万4,000円の追加でございます。

次に、16款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金、1節教育費寄附金500万円の追加でございます。

以上が当委員会の所管に係るものでございます。ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。梨本です。

私からは、11款諸支出金、1項基金費の寄附金についてちょっとお尋ねしたいと思います。この寄附金500万円なんですけれども、どちらから寄附されたものなのか、どういった目的によって寄附されたものなのか、もう少し詳細にお願いいたします。

西井委員長 柏井図書館長。

柏井図書館館長 図書館の柏井でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの寄附金500万円の方でございますが、こちらにつきましては、大和ガス株式会社より図書の充実ということで寄附をいただいたものでございます。

以上でございます。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 とても高額の寄附をいただいているということで、非常に市にとってはありがたい話かなというふうに思っております。その中でも図書の充実目的を絞って、寄附された方が願っておられて寄附されているということですので、これの使い道ですね、そういったものについて少し考えておられるのであれば、その辺もう少し踏み込んでお答えいただけますでしょうか。

西井委員長 柏井図書館長。

柏井図書館館長 このたびは教育基金に積み立てをさせていただき、図書の充実の内容を検討させていただきたいと考えております。今後の方向性としましては、ふだん購入できない図書、大型絵本、大活字本、視聴覚資料などを複数年にわたりよい書籍を購入し、市民の生涯学習の充実に役立てたいと考えております。

以上です。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 大型絵本であるとか大活字本とか、今までちょっと手が届かなかったようなものにもこういった寄附によってさらに図書館が充実していくことにつながってくるということで、ありがたいものかなというふうに思っております。この寄附金が教育基金費の中に入っていますので、どういった使途に使われたかよくわからんというようなことのないようにだけ、せっかく寄附された方の意図がしっかりと反映されるような使い方をしていただきたいということだけお願いしておきます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 奥本でございます。

今の梨本委員に関連なんですけども、基金費のところの教育基金費になっているということなんですが、現在、教育基金費の残高というのは幾らになっているのでしょうか。

西井委員長 柏井図書館長。

柏井図書館館長 図書館の柏井でございます。

ただいまの教育基金の残高についてでございますが、平成29年度末の残高として約6,100万円でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 29年で6,100万円ということですけども、以前、28年度末で6,900万円ぐらいというふうに聞いていたんですが、800万ぐらいは何かのところで使っていらっしゃると思うので、その800万の内訳というのを教えていただけますか。

西井委員長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育委員会、岸本でございます。

基金の差額につきましては、給食のときの食器等の購入に充てさせていただいております。以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。結構です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 教育費のところ、図書館費で修繕料となっておりますけども、この修繕の内訳をお聞きしたいんですけども。

西井委員長 柏井図書館長。

柏井図書館館長 柏井でございます。

修繕費の内容でございますが、當麻図書館のガス空調室外機の2台のうち1台の修繕を行うものです。3月下旬に機器に異常が発生し冷媒の詰まりが見られ、機能が停止しました。そのための修繕が必要です。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 3款の民生費についてお伺いします。生活保護システム改修委託料となっておりますけど、このことについてご説明をお願いします。

西井委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本でございます。よろしく申し上げます。

平成30年度の生活保護のシステム改修について説明をさせていただきます。

平成30年度は生活保護の制度改正が行われます。それに伴うシステム改修でございます。

具体的には、まず1つ目としましては、生活保護費の中の生活扶助と言われる部分、こちらは生活保護費の中の衣食住の中の衣食の部分、それと、光熱水費等の部分を一般の低所得者世帯との消費実態との均衡を図るために見直しが行われるものであります。

2点目は、生活保護には加算というものがございまして、母子加算、児童養育加算、この2つの加算が見直しを行われるものであります。

3点目は、生活保護の子どもさんのおられる世帯の大学進学を支援するために、入学準備一時金が新しく創設されるものでございます。

4点目が、生活保護費の中の小中学校に通われているお子さんに対する教育扶助費、及び高校に通われている高等学校就学費、こちらのそれぞれ基準額、学習支援費、そして入学準備金それぞれ見直しが行われますので、それに伴う見直しを全て今回のシステム改修で行うものであります。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。今回の制度改正、国の方の制度改正におきましては、母子加算の問題、それから先ほどあった扶助費の問題について低所得者との均衡を図るということで、本来、人として憲法が保障した文化的な最低限の生活水準という基準から、新たにこういう低所得者との均衡を図るという形で引き下げの方向へ行くというのは大変残念なことだと私は思っておるんですけれども、今回については国の制度改修に当たってシステム改修ということですから、補正予算そのものにこの点で反対するものではありませんけれども、今後とも生活保護受給者、あるいは低所得者に対する温かい支援を市としてもお願いしたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 先ほどの奥本議員さんの質問での関連ですが、教育基金の方、800万食器って、具体的にもうちょっと教えてもらっていいですか。よろしく申し上げます。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

昨年度、給食の件でさまざまこの委員会でもご審議いただきまして、給食の米飯の納入業

者を変えました。そのときの食器類ですけれども、元の業者の持ち物でございまして、どうしても食べて洗ってということを一つのセットでは無理だということになりまして2セット、きょう食べた分を持って帰って、それから洗浄、検品して、またその次の日に使うという2セットで交互に使うというようなことで、食器類が全て必要になってきたということで、そこで、この分について昨年度補正の方をかけていただいて用意していただいたという次第でございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようです。質疑を終結いたします。

議員間討議をご希望の方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議40第号議案を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回は理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様方から何か確認事項などがございましたらお受けいたしたいと思っております。

何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思っております。続きまして、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましても、今回は理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆さんから何かご確認事項などがございましたらお受けいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 報告事項がないということなので、聞きたいのは学校給食で今やられている裁判の方、これがどういう進み方になっているのか。前回から動きがないということで報告事項がないというふうにおっしゃっているんだろうと思いますけど、そこを確認させていただきたい。葛城市も幾つかの裁判をやられているわけですけど、これもやはり給食という部分でやられ

ているわけですから、これの今どういう状況なのかというのを、進みがないというご答弁になるだろうけども、どういう状況やということをこの際、聞いておきたいと思います。

西井委員長 吉村給食センター所長。

吉村学校給食センター所長 ただいまの裁判に関するご質問でございますが、現在、第4回までの公判が行われておりまして、4回目の原告側の主張に対しまして、7月になりますが、第5回目の公判ということで、反論に関する公判を行うというようなことで、今、そういう状況でございます。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 市民の方とか、市にある会社と裁判するというのはやりたくてやっているのではないと、これはよくわかりますけども、市民目線、市民の方から見ても早く解決すべきであろうというのはどんな場合であっても、これは願いであろうかと思えます。ここに至った経緯とか、言いたいことはいっぱいありますけども、今、5回目です。次6回もなるわけでしょうけど、大体いつぐらいのめどで決着というんですか、裁判のことですからわからないというたらわからないのか知らないけど、大体市としてどれぐらい、弁護士さんとも話をされているわけやから、予定されているのか、教えていただきたいと思えます。

西井委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ただいまの藤井本委員のご質問でございますが、まずは現在何が争われているかということでございますが、こちらにつきましては、昨年度、教育長の方からも多少言及ございましたが、米飯給食の供給に対しまして市が要求レベルを上げたことによりまして、お取引引きをしていたところを変えたといったことに起因をしておりますが、その段階で十分にその取引業者とは意見交換などをしながら現在の形態に移行を、市といたしましてはできる限り丁寧な手続を進めてきたつもりではございますが、それに対しまして、もともとの契約書の条項からいたしますと、この契約の、いわゆる解除といえますか、市が取引をやめたことについてこれがいかがかということで、その内容につきまして今争いになっているわけでございますが、こちらの内容につきましてはしっかりと、もともとの状態に至るまでの間、取引業者に対しても最大限の配慮を市の方は、例えば、風評被害が出ないように、できるだけお名前がこういった決定が出るまでの間については出さないとかですね、いろんな配慮はしてきたわけではございますが、結果、こういった争いに今なっているということでございます。

その中で、できる限りわかりやすく市民に状態をというお問い合わせでございますが、一旦、こういった形で法廷でやりとりをしておりますので、その中では適切にそれぞれの主張をさせていただきながら、あとは、これは裁判でございますから、最終的には双方の主張を裁判官が判断されるわけでございますので、そういった意味では市側としては、今まで十分慎重に手続を進めてきたつもりでございますから、その旨を主張していきたいと考えておるわけでございますが、じゃあ、これが一体どれぐらいの期間、これからかかっていくであろうということにつきましては、繰り返しになりますが、裁判によっていろいろ争われていく

わけでございますので、現時点で明確なお答えをすることはできませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 もうぶり返すような話になるので、できるだけ私も抑えようと思ひますけども、最大限に話し合いもやってきたと。それで裁判になりましたという話でございます。本当に最大限にやってこうなってしまったんやという話ですけども、今までから一般質問等を通じていろんな話もしてまいりました。なぜそういう記者会見をするんだというようなことを言ってきたこともございまいした。そこに本当に最大限の配慮をしてきたのかどうかということについては、少し顧みる必要もあるのかというふうに思ひます。

今回、調査案件でございますので、こういったこともこういう所管事項の調査ということになっていいますから、何もありませんと言うんじゃなくて、いろんな面においてご報告願えればというふうに思ひます。

以上です。終わります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思っております。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告をお願いいたします。

巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私の方から、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備ということで、磐城校区の学童保育所の関係についてご説明申し上げたいと思ひます。

お手元の資料の方がA3の横とじの分で、1ページから7ページまでのカラー刷りと白黒のコピーが配付されてあると思ひますので、それにつきましてご説明申し上げます。

一応、タイトルが、磐城小学校附属幼稚園改築工事工程表(案)となっておりますが、この下の部分が学童保育の工程表となっております。まず、それを見ていただきたいと思ひます。1ページ目の下の部分でございます。

前回にも工程表をお出ししてご説明申し上げましたが、特に変更はございません。今現在、この表で申し上げますと、ちょうど中ほどの中段あたりに、給食センター解体工事という工事期間中が今の状態でございます。現在もう給食センターの解体も終わらして、今まだ、基礎部分であったりとか、コンクリートがらがまだいろいろ残っておりまして、結構それを分別してまた運び出すという作業中でございます。結構、分別に時間がかかりまして、そこそこ時間がかかっておりますが、予定どおり工事を終了したいと考えております。

それと、その下の段でございますが、今後の工事としましては造成工事、それから建築工事という形で、前回も説明させていただきましたが、造成工事と建築工事を分けた中で、速やかに年度内に工事が終了するように、こういった形で造成、建築を分けた中で工事を進め

てまいりたいと考えております。

現在の進捗でございますが、この造成工事につきましては今週中に入札をした中で、速やかにまた造成の方に入っていくというような流れとなっております。建築工事につきましては、当然議決事項でございますので、9月議会の方にこの辺の契約議決をいただけるように対応して、その後、議決をいただいた後には建築工事に入っていきたいと、そして、年度内完成を目指して工事を進めていくという形になろうかなというふうに考えております。

ページをめくっていただきまして、2ページ目でございます。

これも以前お出しした資料でございますが、配置図的な感じで見ていただいたらどうかなと思います。ちょうど赤の点線で囲ってある部分が、我々の範囲の土地のエリアでございます。一応、今、考えておるのが、学童保育所は南の端の方に建てて、真ん中に通路、進入道路を持って、磐城校区児童館、また幼稚園方面に入っていけるような、真ん中に進入道路を設置した中で建築していくという考え方でございます。一応、その駐車場につきましては、身障用の駐車場を含めまして33台という形でとめられるようなキャパを持っております。

また、さらにページをめくっていただきまして、もう少し詳細に記載させていただいたのがこの図でございます。

それと、さらに次のページでございます。

これが以前にはなかって設計が出てきましたので、ちょっと具体的な話をさせていただきたいと思います。1階、2階の平面図でございますが、上も下も同規模の面積でございます。下の方が1階、そして上の方が2階の図面という形になっております。簡単に説明させていただきますと、その建物的には鉄骨づくりの2階建ての建築物であるということ。それと、建築物の規模としましては、建築面積が250.45平方メートル、延床面積が1階が226.8平方メートル、当然2階も226.8平方メートル、合計453.6平方メートルで、160名の学童児童が十分生活できるレベルであるという考え方で建てております。

まず、1階はどんな部屋があるかと申し上げますと、第1保育室ということですが、真ん中で仕切りをつけた中で2分割できるように工夫しております。これで約200平方メートルほどあるんですけども、それと、あと細かい話では、男子トイレ、女子トイレ、それと多目的トイレ、それから、倉庫、給湯室、それと受け付けカウンターがございます。それに、さらに手洗い場所というのがございまして、こういう形で配置して考えております。

それと2階の方でございますが、同じく子どもたちの部屋、これは仕切りはないんですけども、広い部屋が1つという形になっておりますが、それ以外に1階と同様に男子トイレ、女子トイレ、また多目的トイレ、倉庫等がございます。それと、あと、手洗い場所。

1階にない部分としましては、事務室と静養室がございます。なぜ事務室が2階やねんという話になろうかなと思いますが、これにつきましては現場の職員と十分議論した中で、より1階の面積を、子どもたちの部屋を広くしたいと。と申しますのが、事務室といいましても、ふだんここに職員がずっといてるわけじゃなくて、子どもたちが来る時間までの間、また帰った後の間、このときにいろんなシフトの問題であったりとか、事前の打ち合わせ会議とか、こういう形で事務室を使われるということで、現場の先生方のいろんな意見を聞いた

中で、1階の広さを確保するという事で事務室を2階に置いております。

それと、静養室でございますが、通常は軽い方でちょっと休憩するということが、1階の部分の図面を見ていただきますと、右の上の方に四角で囲ったところがありますが、これ畳が置いてあります。通常であればここで静養していただくという形になろうかなという思いをしております。それと、どうしても隔離的な形で、お母さんが来るまでちょっと隔離しやなあかんとかいうときは、2階の静養室を使うというような形で使い分けを考えていると現場の声では聞いております。

それと、実際に今後の運用面なんですけども、やはり来年度からこれをオープンしていくわけでございますが、その申し込み人数、これによって特に学年別の人数、この辺が来年度の申し込みをとったときにどのような人数割りになるか。その辺でございます。通常であれば、低学年の方を1階の方で保育して、高学年の方を2階で保育していくというような考え方が、小学校でも学年が上がるにつれて上の部屋という形になろうかなと思うんですけども、逆に、結構高学年の方が元気よ過ぎるというようなこともございまして、その辺はひょっとしたら、1階、2階入れかえるかもわからないということは現場では聞いておりました。ただ、それも人数によりますし、その日に来る児童の数もまちまちでございます。今で、マックス150人近く申し込みをされているんですけども、現実には100人ぐらい来られる日もあるし、平均では80名ぐらいしか来られないとかいうこともございますので、それとあと夏休み。夏休みだけの申し込みというのも30名ほどあると聞いております。この辺の実態をまた来年度の申し込みに応じた形で実際にやってみた形の中で、運用面は十分考えていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、場合によっては極端に少ない日であれば、1階を2分割できますので、ここだけで対応できる可能性もございます。その日によっては違いますが、当然、夏休み等は新たに別に来られるという形もありますし、前の一般質問でも答弁させていただいたんですけども、普通であれば夏休みはふえるように思うんですけども、逆に来られない方もいらっしゃるということで、この辺は実際の現場の先生が判断した中で、いろんな使い方ができるような規模の施設であるというふうに考えておりますので、運用面で工夫した中でいろいろ対応していきたいというふうに考えております。

私の方からは以上で、学童保育所についての説明を終わらせていただきたいと思います。

以上でございます。

西井委員長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

私の方からは、磐城小学校附属幼稚園の現在の状況についてご説明を申し上げます。

まず、最初の工程表の方でございますが、6月に補助金申請を行っておりまして、現在、本事業の基本となる事項、平屋建て、また保育室の不足の解消、職員室から全ての保育室を見渡せる、外廊下とする、リズム室の面積不足の解消、この辺を念頭に置きながら幼稚園の園長や主任、教諭を交えまして、現場の意見、要望についての検討を繰り返しながら、これまで7回の打ち合わせ会議を実施しております。設計につきましては、11月には完了の予定

でございます。その後、青い矢印の部分でございますが、その後につきましては31年度の予算計上を行いまして、3月議会での予算のご承認をお願いし、4月ごろには、上の赤い部分でございますが、補助金の内示が出ましたら仮契約へと進ませていただきまして、6月議会での契約のご承認をお願いし、本契約へと進みたいと考えておるところでございます。

その後、工事を1期、2期と分けまして進めていく予定をしております。1期、2期のスケジュールにつきましては、5枚目をお願いしたいと思っております。

まず、この新園舎の建物の配置につきましてでございますが、新耐震構造の南園舎を残すかどうかという課題がございました。南園舎の現状につきましては、雨漏りの発生や壁面数カ所にクラックが発生している現状でありまして、南園舎を残した場合、今後も補修箇所の発生が予想され、その対策に多額の費用が必要であると推測されることによりまして、それと、まず幼稚園の園舎との位置づけから、小学校の運動場と園舎が遮ることなく広がることにより、小学生との交流が盛んとなり、将来、小学校に進学する際にスムーズに新たな小学生生活動になじむことができるといったことから、やむを得ず南校舎を解体し、全面改修するという案でございます。

また、小学校運動場へ敷地が少し拡大することになりますが、まず第一に、園児が伸び伸びと運動や遊びができる園庭の確保、保育室の増室、リズム室の面積確保などの条件を取り入れながら、小学校と協議の上、拡張面積をできるだけ少なくなるように考えております。

まず、第1期の工事といたしまして、現在の園庭に保育室6室と職員室を含む建築工事を実施いたします。その後、第1期工事の新園舎に、北園舎と西園舎のクラス及び職員室の引っ越しを行い、北園舎及び西園舎を解体いたします。

続きまして、第2期の工事といたしまして、北園舎跡に保育室3室とリズム室を含む建築工事を実施しまして、第2期工事の新園舎に南園舎が引っ越し、南園舎を解体いたします。そして、最後に園庭の遊具等の移設、築山、畑等、外構工事を行いまして完成するという予定をしております。

続きまして、次に、平面図をお示しさせていただきます。

この設計に当たりましては、先ほど申し上げました、まず基本とする概念を念頭に作成した案となっております。まず、平屋建てによりまして、危険な場面、階段等の回避ができる。それと、保育室が1室増の9室となり、平均的なクラス編成ができる。建物中央に職員室を配置し、全ての保育室を見渡すことができる。全ての保育室手前に外廊下があり、万一の場合、保育室から園庭に逃げ出せる。リズム室が拡張されたことによりさまざまな行事に、また園児らの活動においても伸び伸びとすることができ窮屈な思いをすることがない。また、リズム室も建物の中央に配置しており、行事等では建物中央に園児がスムーズに集まることができ、全ての園児が一体感を持って行事、活動に取り組めるという効果があると考えております。

そして、最後が立面図でございます。こちらにつきましては屋根に採光窓を設置し、自然の光を取り入れた明るく温かみのある設計となっております。

以上が磐城小学校附属幼稚園のたぐいまのの概要でございます。

以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問などはございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 幼稚園の方でこれから基本設計実施ということで、今、職員からも聞き取りも含めて7回ほどですか、今、会合を繰り返されて、いいものをつくるために基本設計に反映させようということで取り組んでおられるようですけれども、私は、1つは職員さんとか、あるいは原課の方は専門家ですので、それで作っていかれるのは当然なんですけれども、できたらどこかで利用者の保護者の方、どういうレベルの保護者の方のご意見を聞くかというのはあると思うんですけれども、利用者の方の視点をどこかで反映させていただくようなことをされているのかどうか。また、されていないのであれば、今後そういう設計の段階の中で、そういう声を聞く機会も設けていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

西井委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございますが、職員の意見は先ほど申しましたように取り入れておるところではございますが、利用者、保護者さんの意見としては、現実としては今のところは取り入れてございません。ただ、教職員からの伝達といたしまして、その辺の意見を今後取り入れていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 保護者の意見の取り入れ方というのはいろいろあると思うんですが、先ほどおっしゃったように、職員を通じてということもあり得ますし、何らかの形で反映させていただけたらと思います。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 児童館のことで、ちょっとまず基本的なことをお聞きしたいんですけれども、利用される方の要件につきまして、例えば、車椅子の方とか、けがして松葉づえをついているお子さんの場合は、利用というのはできるのでしょうか。

西井委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

今も現在、利用していただいております。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 そうしましたら、それを前提としまして、4ページの平面図、そこでちょっと質問なんですけれども、まず、車椅子を使えるというのは1階は使えるんですけれども、2階はスロープも何もし、階段だけなんで、2階には上れないということだと思うんですね。それともう一つ、2階に静養室がございますね。これって、例えば、気分が悪くなったりとか、いろんなお子さんいらっしゃると思うんですけれども、もし万が一、避難が必要なときに2階で大丈夫

なんか。大概学校の保健室というのは1階にあるなというのが私の感想なんですけども、この場合、これを2階に持ってきて大丈夫なんか。その2点がちょっと気になるんですけど。

西井委員長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

先ほど、私、説明の中で静養室と下の畳の部屋の使い分けみたいな形で少しだけ触れさせていただいたと思います。特に重篤な方がいらっしゃったり、また身体的に不自由な方とかいらっしゃったら、この2階の静養室にはそもそもそこに連れていくことができない方かなというふうに考えております。ですので、本当に重篤な方がいらっしゃって、本来なら保護者の方に迎えに来ていただかなければいけないような対象の方なんかなというふうに思います。ですので、そもそもその方を上に上げて、そこでどうのこうのということは、実際の運用上はほとんどないのかなというふうに思います。先ほど申し上げたように、下の畳の部屋、畳のコーナーと申しますか、その辺で待機していただくというような形になろうかなと。それと、身体的な障がいをお持ちの方というのは、先ほど申したように、なかなか上に上げる、この建物の規模でスロープをこしらえてというのがそもそもキャパ的には非常にしんどいというのが現状でして、スロープを設けるということについては難しいかなと。どうしても車椅子等で2階に上げないといけないような事態が生じれば、当然、職員が抱えてでも行くという形になろうかなと思いますが、そもそもそういう事態としては避けたいというふうに考えております。

それと、もう一つ、先ほどちょっと私、これは説明不足やったんですけども、ちょっと違う観点で、安全対策の中で1つ言い忘れていたことがございまして、当然、内部階段はございますが外部階段も別に設けておりますので、非常時には、これは健常者の方に限ってくるかもわかりませんが、外部階段でも避難できるような構造となっております。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 車椅子の方は1階ということで了承いたしました。ということは、運営で高学年、低学年で分けるということでしたけども、ハンデのある方はその限りではないという運用をされるということですのでよろしいですね。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 これも設計にかかわることなんですけれども、設計図はちょっとお見せいただいているところなんですけれども、実際にインテリアじゃないですけど、例えば、使う床の材質とかその他のものでも、だいたい空間の雰囲気は変わってくるんだらうと思います。そこら辺で、そういうことについてもう検討されているようでしたら、大体こういう方向で、こういう考え方で室内空間をつくらうと思っているのであれば、お聞かせいただけたらと思うんですが。

西井委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。今後、また内装につきましては現場の方で、材質とかを選んで決めていきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 私としては、例えば、木材をどの程度使用するかとか、温かみのある空間をどうつくるかというところ辺で、いい保育所あるいは学童保育所ができたなというふうなものを、ぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 これはちょっと全般的なことにかかわることなんですけども、今回、幼稚園と児童館の一体整備ということで、2ページを見たらわかるんですけども、これはそれだけじゃなくて磐城小学校を含めてなんですけども、従来、磐城小学校の保護者の方がよく言われているのが、学校に遠足のときにバスが入ってこれないんで、今現在、磐城小学校の子は當麻スポーツセンターまで片道10分弱ですか、歩いて通っていると。これは道の幅が狭いんで進入路が非常に限られているというか、大型は入っていけないということがもう致命的なんですけども、それよりも私は一番心配するのが、火事とかのときにはしご車はまず間違いなく入っていきませんね。低いからはしご車は要らんのかもしれませんが、もしそれやったら、今この2ページの地図の北西の端の防火水槽のところのコーナー部分をちょっと広めにとってもらったら、要するに、ここさえクリアしたら入っていけるかと思うんですけど、そういうふうな考え方というのは今さらもうできないんかもしれませんが、ちょっとその辺、保護者の方たち、子どもたちがやっぱり不便に思っているところが大型が入っていけないところなんです。

西井委員長 副市長。

松山副市長 北西の角でございますね。一応、敷地上、学校敷地ではなくて学童保育の敷地に入りますので、市長部局でのご答弁になろうかと思いますが、すいません、すぐに即答はしかねるかなと思います。

ただ、逆に言いますと、今回ごらんいただきましたようにその学童保育所につきましても、実はもともとの進入路はこの場所にございました。かなりクランクをして入っていくような格好になっておりましたが、そういった意味では、できるだけ設計の際に建物をそれぞれ集約化といいますか、逆に、外空間は屋外空間で固まりをしっかりとって駐車場も広くするといった意味では、今、委員お問い合わせのとおり、いろんな使い勝手なり防災も含めて、屋外空間は空間でできるだけ固まりでとるといったことについては配慮をしておるところでございます。ただいまの奥本委員のご意見につきましては、申しわけございません、すぐに即答しかねるわけではございますが、参考にさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 1つだけご質問させていただきます。

学童保育の静養室のことですが、先ほど奥本委員がおっしゃったところなんですけれども、どうも静養室が私も2階にあるのが非常に引かかる部分なんですけれども、先ほども重篤な方はご両親にお電話をして迎えに来てもらうということなんですけれども、やはりご両親も働いておられるということで、すぐに連絡をとれない場合もあると思うんです。そうなったときに、やはり静養室で休まれるということもあると思います。そうであるならば、やっぱり熱が急に上がったとか、いろいろ下痢したりとかいう感じの中で、やはり1階に静養室を持っていくのが私はいいかかと、そのように思うんですけれども、先ほども部長の方からも静養室が2階にあるということもいろいろ伺っておりますけれども、やはりこの辺が私ちょっとどうしても引かかる部分なので、もう一度ちょっと教えていただけたらと思います。それと1階の畳の部屋が私の方でまだちゃんとわかっていないので、どの辺かちょっと教えていただけますでしょうか。

西井委員長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

まず、畳の部分というのはこのコーナーでございまして、1階のこの9マス描いてある、ここを畳のコーナーにしようかなということで、部屋を仕切ってはおりませんが、畳等を置いた中で休んだりもできるし、ふだんは遊べるようなコーナーにしようという考え方でございます。

静養室というのがどれだけ利用頻度があるかということもございまして、この中で1階と2階を比べていただきますと、まず玄関1階の部分、下の図で申し上げますと、2階の静養室、事務室のある1階部分につきましては玄関であったり、受け付けカウンターということになっております。それと、そのほかの部分につきましては、1階、2階ほとんど同じ形であるということもまずご理解いただきたいと思っております。その玄関部分であったり、受け付けカウンター部分のスペースを利用した中で、上で事務室と静養室を設けておるといったような形が実際のキャパ的な話からしたらそういう形でございます。

運用的な面から申し上げますと、先ほど申し上げましたように、重篤という大そうな言い方をしたかもわかりませんが、先ほども運用の中で、毎日の人数というのが恐らく多い日も少ない日もあるであろうと、その中で、場合によれば1階だけで対応するケースもあると思っております。そうした中で、例えばインフルエンザ等感染症のおそれがある方というのはやっぱり仕切った部屋で見ていただいて、保護者が来るまでというような考え方の中で考えておることです。これは現場の先生とも先ほど申し上げましたようにいろいろ議論した中で判断で、スペース的な問題もあるんですけれども、実際の運用上もこの方がいいやろうというように形で、もうちょっと部屋が広がったら1階にも置いてもいいとは思いますが、同じようにしてあげたいところもあるんですけれども、やはりいろいろ考えた中でこういった形で2階に持っていった経緯でございます。隔離するほどでもない方については下で待っていただいて、保護者がお迎えに来られたらすぐ保護者の方にそのまま一緒に帰っていただくというような形になろうかなと思っております。

実際の運営面での考え方としては2階にあっても十分対応できるのかなというふうに、ま

た、下の方でも、先ほど申しあげました畳コーナー等で休んでいただくということもありだと思しますので、そういった形でのご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

西井委員長 内野副委員長。

内野副委員長 わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思ひます。また、最後の附属幼稚園の改築工事、この件につきましては全協にお諮りしてもらいたいと思ひておりますが、議長、よろしくお願ひいたします。皆さん、よろしいでしょうか。

最後にお諮りいたします。

ごみの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について、及び磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備については、事業の進捗などに伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、これから3つの調査事項については、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外委員からの発言の申し出があれば、許可いたします。

川村委員。

(川村議員の発言あり)

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

(増田議員の発言あり)

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

早朝より各委員の皆さん方、慎重審議をしていただきまして、どうもありがとうございます。あさってが本会議ですが、最終日で、皆さん方健康に留意され、また本会議に臨んでもらいたいと思ひます。どうもご苦労さんでございました。ありがとうございます。

閉 会 午前10時53分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 西 井 覚